高知県医療勤務環境改善支援センター　ニュースレター

令和８年１０月発行　第９９号

令和８年度医療勤務環境改善研修会を開催しました

今年も医療勤務環境改善研修会を高知労働局、高知県及び当センターの主催、高知県医師会の共催で１０月１７日(土)に会場参集とライブ配信で開催しました。今号では、研修会の内容をご紹介させていただきます。

また、１０月２７日から１１月１０日までオンデマンド配信中です。お申込みされていなかったけれどご興味のある方は kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp までご連絡ください。

● **高知労働局労働基準部監督課**からは…

「医療保健業における労働時間の適正な把握・管理等について」と題して、医療保健業に対する監督指導結果、労働時間の考え方、過重労働による健康障害防止について、具体的な数値を基に解説されました。中でも労働時間の考え方は働き方改革の基本的な課題で「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」にそって詳細に説明されました。使用者（院長など）は医師の労働時間を把握する責務があるのはもちろんですが、医師の研鑽に係る労働時間の考え方について、所定労働時間内なのか所定労働時間外なのか、また上司の明示・黙示の指示があるのか、指示に依らずに行われるのかなど判断が難しいので、それぞれの医療機関で研鑽について明確化するための手続きや環境整備が必要であることが強調されました。

● **高知県健康政策部医療政策課**からは…

医療法による立入検査の状況について説明されました。昨年度は労働時間の把握方法に関して指摘を受けた医療機関がありましたが、今年度は改善がなされており、現在まで高知県・高知市保健所ともに指摘項目はないようです。続いて情報提供として職場におけるカスタマーハラスメントの防止措置について、また今後の医療機関の業務効率化・勤務環境改善への支援について説明が行われ、業務の効率化などについて積極的に高知県医療勤務環境改善支援センターを利用してくださいと追加されました。

● **特別講演**

特別講演は高知県医療勤務環境改善支援センターの倉本センター長が担当しました。「ハラスメント対策―病院における目標と当為」と題し、ハラスメント関連法の概説と歴史から説明を始め、５つの主なハラスメントについて対策の概論を述べ、最後は本年１０月から対応が義務付けられたカスタマーハラスメント対策の実際にまでたどり着く盛りだくさんの内容でした。現在に至るまでの長い歴史、また各ハラスメントに関する様々な資料を提示しての講演内容であったため、投影される情報の多くを資料としてお配りする方法を採りました。カスタマーハラスメント対策は「病院として本気で」取り組む必要があり、またその成果が職員の働きやすさにつながることがご理解いただけたかと思います。

今まで勤改センターでは医療機関のご要望に応じて、ハラスメント対策研修会などの講師をお手伝いしてまいりましたが、今後は今回の特別講演の内容を基にそれぞれの医療機関の問題に即した支援を行わせていただきます。





高知県イメージキャラクター「くろしおくん」

● **講演会終了後、参加者からは…**

「新しい知見が得られた」、「カスハラについて詳しく講義が聞けた」、「ハラスメント対策の重要性を認識した」等に加えて「管理職・リーダーに求められるハラスメント防止対策の必要性」や「院長からのハラスメントに関する発信や実行性が求められる」などの感想をいただきました。

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

勤務環境のことならお任せ



高知県医療勤務環境改善支援センター

（事業受託者：一般社団法人　高知医療再生機構）

TEL　０８８－８２２－９９１０

平日８：３０　～　１７：１５まで

ホームページ　https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen

E-mail　kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp

